

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：小牧市立第二保育園	種別：保育所	
代表者氏名：宮地 利恵	定員（利用人数）：160名（104名）	
所在地：愛知県小牧市小牧二丁目216番地		
TEL：0568-77-0844		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和28年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：小牧市		
職員数	常勤職員：15名	非常勤職員：12名
専門職員	（園長） 1名	（調理員） 2名
	（副園長） 1名	（用務員） 1名
	（保育士） 22名	（保育補助員） 2名
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等）保育室・遊戯室・乳児室
		調理室・職員室（兼医務室）
		トイレ・園庭

③理念・基本方針

★理念

【目指す子ども像】 豊かな心でよく遊べる子ども

★基本方針

◎子ども一人ひとりが、心も体も元気に笑顔で過ごせるようにあたたかい雰囲気の中での保育を大切に
にする。

◎伸び伸びと園生活を楽しむことができるように、発達や興味に合わせた環境を整える。

◎家庭と保育園が子ども達の成長を一緒に見守りながら、子育てしていく。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・個性や、やってみたい！やってみよう！という意欲を大切に、主体的に遊ぶことができるよう、環境や援助を考えている。
- ・環境のグルーブを作り、担当制にすることで、全体での遊び場を定期的に見直し、環境の再構成を行っている。
- ・その日のクラスの子ども達を楽しんでいたことをホワイトボードに記入し、保護者に伝えている。
- ・遊びの様子を写真などで見える化し、保護者に伝えている。
- ・広い園庭なので、のびのびと体を動かしたり、思いきり走り回ったりして遊べるようにしている。
- ・園庭横にある畑（いつも目に触れる場所）やプランターで野菜を育てたり、虫をつかまえて観察したり、草花を遊びに取り入れたりして、身近な自然に触れて遊べるようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月11日（契約日）～ 令和 3年 1月16日（評価決定日） 【令和 2年11月 9日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の背中—保育の見える化の促進

園長が様々な場面で率先垂範し、有言実行の姿勢で園運営を行っている。職員が対応した保護者からの相談内容も、報告を受けた園長が子ども個々の記録に残している。園長の、その姿勢を理解した職員が追随し、園長の目指す「保育の見える化」が順調に推移している。例示すれば、自らの所信を、口頭だけでなく、「令和2年度の第二保育園をこんな園にしたい」との文書で職員に伝えている。入園説明会や父母の会の総会では、パワーポイントを使用した説明が行われている。口頭で伝えていたことを、掲示板や園だよりの裏面を使って保護者に伝えている。今年度から勤務体制が変更となったため、変則的な職員の勤務シフトを分かりやすい表形式で掲示している。口頭よりも文字で、文字よりも写真・スライド・図表でと、「保育の見える化」がスパイラルアップしている。園長の背中を見て、職員が育っている。

◆PDCAサイクルの実践

市・幼児教育保育課が課す365項目からなる「自己評価チェックリスト」を職員全員が実施している。その結果を、職員が小グループに分かれて分析し、グループごとに課題を抽出している。それを職員会議で発表し、改善活動につなげている。P（市の計画、思惑）—D（自己評価の実施）—C（職員による分析と課題の抽出）—A（改善活動）のサイクルが構築されており、職員個々の自己評価が、見事に園の改善活動につながっている。

◆子どもが主体的に活動できる環境

園内研修は、「子どもが遊びを意欲的に継続して楽しむことができる環境について考える」のテーマで、子どもの遊びの様子や気づいたことを、写真や記録、ホワイトボードへの書き込みで「見える化」を行い、環境や援助について考察・改善・実践を継続している。可動遊具・砂場遊び、色水・石鹸クリーム、豊富な自然物、玄関ホール、壁面飾り等、遊びたくなる環境の工夫が随所に見られた。

◇改善を求められる点

◆「園の重点目標」に数値目標の設定を

「令和2年度保育園経営案」の中に、「園の重点目標」として5点の施策が掲げられているが、いずれにも数値目標や具体的な到達点が設定されていない。期中の進捗評価や年度末の終了時評価を曖昧にしないためにも、「園の重点目標」には数値目標や具体的な到達点を設定して取り組むことが望ましい。

◆マニュアル等の活用

標準的な実施方法としてマニュアルや手順書等が整備され、「ほいくポケットブック」が常勤職員に配付されている。マニュアル等はファイルにまとめて職員室に置き、誰でも閲覧し活用できる体制になっているが、関係者や担当者のみが存在を知るものもある。会議で園長が説明を行い保育が実施されているが、マニュアル等の資料を活用して、研修や勉強会を行い、全職員に周知していく工夫が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

全職員で自己評価について具体的に検討することで、自分たちの保育や園全体の環境について多くの気付きがあり、共通理解と今まで曖昧だったところの意識改革にも繋がりました。職員が意識して取り組んできた保育の見える化については自信を持って継続し、より保護者に伝わる工夫をしていきたいと思えます。

今後は評価結果と評価員の方からの助言をもとに、保育サービスの向上と保育の充実に努め、できることから意欲的に取り組んでいきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 今年度は、コロナ禍によって異例の事態となっているが、例年入園説明会や入園式、保護者会の総会等で園長が園の理念や取り組み方針等を説明している。「保育の見える化」に取り組んでおり、理念を掲示板に貼りだしたり、園だよりの裏面に印刷したりして周知を図っている。保護者アンケートでは、「理念・方針の周知」が高い数値を示し、園の取り組みの有効性が実証された。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 毎月市の園長会が開催されており、園の運営に関する重要な情報が市から提供される。「子ども・子育て会議」でも、市が収集・分析した貴重な情報もたらされる。就任して5年目（2園目）を迎えた園長は、保護者の声を聞くことの重要性を理解しており、市から得た情報と保護者の声を反映させて園運営にあっている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	① a ・ b ・ c
<コメント> 園長会等の市から得た情報と保護者の声を反映させた園運営のテーマを、「保育の見える化」として具体的な取り組みに移している。入園説明会等の保護者への説明にパワーポイントを使用し、園の理念等を掲示板や園だよりの裏面に印刷し、変則的な職員の勤務シフトを表形式で掲示する等々、「保育の見える化」が保護者の理解や信頼に、また職員の業務の効率化に寄与している。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 市の中・長期計画である「子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」を拠りどころとして園運営を行っている。その中の園に関係することや保護者に周知したいことなどは、「入園のしおり」に掲載している。市の中・長期計画を参照し、地域性や園の現状の課題等を考慮した園独自の中・長期計画を策定することが望ましい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ① b ・ c
<コメント> 「令和2年度保育園経営案」の中に、園運営（保育事業）の骨子とも言える各種の項目が記載されている。その中に、「園の重点目標」として5点の施策が掲げられているが、いずれにも数値目標や具体的な到達点が設定されていない。期中の進捗評価や年度末の終了時評価を曖昧にしないためにも、「園の重点目標」には数値目標や具体的な到達点を設定して取り組むことが望ましい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 期中や年度末に事業計画（園の重点目標）の振り返りを行い、次年度の計画に反映させる仕組みはあるが、具体的な数値目標や到達点の設定がないことから、実施状況の評価・見直しが組織的に行われているとは言いがたい。PDCAサイクルに倣い、P（事業計画の策定）－D（実施の記録）－C（評価・事業報告）－A（次年度の事業計画）の仕組みの構築が望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の主な内容（保護者の関心の高い行事計画等）は、「入園のしおり」やパワーポイントを使って、機会あるごとに説明している。しかし今年度は、コロナ禍によって父母の会の総会が開催できなかった。そのため、写真を多用した分かりやすい案内文書を作成し、掲示板に貼りだしている。「保育の見える化」の一環でもあるが、保護者からは好評を得ている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 職員が実施した自己評価を、小グループに分かれて分析し、グループごとに課題を抽出している。それを職員会議で発表し、改善活動につなげている。また、他園で起きた誤嚥事故の事例検討（グループ討議）を行い、未然防止の観点から自園の仕組みや手順の見直しを行った。具体的には、「給食のおかわりの方法」等の見直しが行われた。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 自己評価から課題を抽出して改善活動につなげる仕組みは有効に機能している。しかし、改善活動が計画的に行われたとは言いがたい。主要な改善活動（改善計画）は、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何をやる？）を明確にして取り組むことが求められる。記録を残すことで、後日の参照や追跡が可能となる。特に人事異動の多い保育所においては、然りである。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「保育園経営案」の中に、「運営機構及び職務分担」や「職員構成」を載せ、園長の役割や責任の所在を明確にしている。年度初めには、「令和2年度の第二保育園を こんな園にしたい」と題した文書を職員に配付し、園運営の所信表明とした。その場で消えてしまう言葉で伝えず、文書にすることで「見える化」の一環としている。園長不在時の権限委任先は、副園長、主査の順である。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>園長は、率先して関係法令に関する研修に参加している。法改正等があれば、園長会でも詳細説明がある。コンプライアンスに関し、園内研修としての計画はないが、市の新任保育士研修の中で、「すてきな保育士を目指して」をテキストとして学んでいる。職員全員が「ほいくポケットブック」を所有しており、必要時には見ることができる。これらをテキストとした園内研修の実施を検討されたい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上に懸ける園長の思いは、「令和2年度の第二保育園を こんな園にしたい」に込められている。そのため的手段として「保育の見える化」があり、その目的や意義を職員も共有している。保護者との個人面談が、制度としては中止となった。しかし、「常に面談OK」との方針を打ち出し、送迎時の立ち話も記録して園長が個人別にファイルしている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>今年度から勤務体制が変更となり、変則的な職員の勤務シフトを表形式で掲示（見える化）することで、様々な効果を生みだした。1週間分の勤務シフトが発表されるので、職員配置に余裕のある日が分かり、有給休暇が取りやすくなった。同様に、研修参加の調整がしやすくなった。また、事務的な処理をする時間を確保することが可能となった。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ① ・ c	
<p><コメント></p> <p>職員の採用権（確保）は市にあり、園は職員の定着に関して諸施策を講じている。人事評価の際に面談を実施して園長が職員（正規職員）の意向を聞き取り、会計年度任用職員（非正規職員）に対しては異動面談を実施している。市の都合もあって、職員の採用試験が周辺他市より遅れて実施されている。「優秀な職員確保のため、採用試験を早めて欲しい」との園長会の提言がある。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>市の主導で人事管理が行われている。終身雇用型の人事制度が運用されており、正規職員には「人事評価シート」が、会計年度任用職員には「人事評価記録書」を使用した人事評価を行っている。いずれの評価結果も市の処遇のために使用され、園では活用されていない。園に於いて人事評価の結果を分析し、人材育成（目標管理）の情報として活用することを期待したい。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>人事評価後の面談で園長が職員の意向を聞き取り、職員の希望があればその都度面談に応じている。それらの面談とストレスチェックの実施とを併せ、職員の心身の健康管理に努めている。職員の有給休暇の取得促進も進んでいるが、園長や副園長等の役職者に取りづらさがあり、職位・職階による偏りがみられる。市・幼児教育保育課を含め、園長会での抜本的な改善策の検討が望まれる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>人事評価後に職員個々に面談を実施して取り組むべき目標を設定しているが、体系的な目標管理の仕組みは構築されていない。人事評価や365項目の自己評価を分析して職員個々の不足力量や教育ニーズ等を抽出し、適切な目標を設定して職員の育成につなげることが期待される。さらに、目標の達成度に応じて人事評価の成績考課に反映させることも考慮されたい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育園経営案」の中に「現任研修」の項目を設け、園内研修の基本的な方針を記載している。園外研修として市が計画する階層別と専門別研修が組まれている。コロナ禍によって多くの研修が中止（延期）になっており、リモートによる研修に変更された研修もある。履修後には「研修からの学び」を提出しているが、その学びが現場の保育に活かされたか否かの効果の検証は実施されていない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園外研修として、市の人事課が一般的な研修（主として階層別研修）を計画し、幼児教育保育課が保育の専門的な研修（主として専門別研修）を受け持っている。それらの市が主催する研修の「研修一覧表」には、参加予定の職員名を記載して管理している。1週間分の勤務シフトを副園長が作成しており、円滑に研修参加の調整ができています。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>市の園長会（保育指導部会）が作成した「実習生マニュアル」が整備されている。市の幼児教育保育課が一括して実習希望を受け付け、実習生の希望や出身地域を考慮して各園に割り振る仕組みができています。しかし、実習終了時に、実習受入れそのものを評価・反省するプロセスが欠落している。今年度は、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から受入れを見合せている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>園独自のホームページはないが、市のホームページに他の公立園と同じ体裁で、必要最低限の情報は掲載されている。苦情情報に関しての公表の仕組みが構築されていない。事業運営の透明性を担保する上での課題として、園長会で討議することを期待したい。まさに「保育の見える化」に取り組んでいる最中であり、デメリットやマイナスイメージの部分についても公表することが望ましい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の定めたルールに従って、契約や事務、経理、取引、購買等が執行されている。園での金銭授受を極力減らす仕組みがあり、限られた科目（銀行口座から引き落としができなかった保育料や給食費等の現金受入れ）の現金収受が月に数件あるのみである。現金の管理は「現金等出納簿」で管理され、銀行への入金者とその確認者を別にする事で内部牽制を図っている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>事業計画の「園の重点目標」の中で、地域との係わりの基本姿勢を示している。市の重点施策である地域交流事業に関し、昨年度の反省点として「参加者の減少」が挙げられている。今年度は、それを払拭すべく、ふれあいセンターや高齢者施設へ出向いての交流を計画している。コロナ禍によって、前半期はそのほとんどが中止や延期の対応を迫られたが、後半期に挽回を期している。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② b ・ c	
<p><コメント></p> <p>ボランティアを積極的に受け入れ、子どもが様々な年齢層と関わることや、非日常的な経験を積んで社会性を身につける機会を提供しようとしている。しかし、中学生の福祉体験学習が中止になる等、コロナ禍によってほとんどのボランティアの受入れが中断している。まずは、ボランティアを受け入れるためのマニュアルの整備から始められたい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① a ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」の中に主要な連携機関を載せ、また、「市・子育て支援ガイドブック」を社会資源のリストとして活用している。園長が、市の「特別支援教育連携協議会」や「就学指導委員会」の委員として活動しており、必要があれば、それらを障害を持った子どもや特別な配慮を要する子どもの課題解決の場として活用することも可能である。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① a ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園長が、様々な会議や会合に出席して地域の福祉ニーズの収集に努めている。地域の子どもの数は横ばいながら、駅に近いことから利便性に富み、今後も入園を希望する保護者は増加することを予想している。園のすぐ近くに0～2歳児を対象とした民間の小規模園があることから、在宅3歳児の受入れが狭き門になることを予測している。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ② b ・ c	
<p><コメント></p> <p>広い園庭が有効に活用され、月に2回の園庭開放には近くの小規模園（0～2歳児）から多くの子どもが遊びに来る。園庭開放に訪れた未就園児の保護者から、子育てや入園の相談を受けることもある。緊急一時保育の対象園となっており、依頼があれば受け入れる体制がある。風水害時の指定避難所にも登録されている。園長会にて、BCP（事業継続計画）についての検討を期待したい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重する保育の基本姿勢は、市の理念・子ども像・保育目標を基に、各園の方針・重点目標・年齢別保育目標を明示し、「重要事項説明書」、「ほいくポケットブック」、「保育の全体的な計画」等に明示され、保護者にも周知している。子ども・保護者の姿、目標、こんな保育園にしていきたい等、話合ったことを表にして職員室に掲示し、共通理解を図っている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護や虐待防止等、子どもの権利擁護についてのマニュアルが整備され、職員には月案会議で周知している。保護者には「入園のしおり」や入園式で説明を行い、写真掲載やSNS等掲載についての同意を得ている。おむつ替えをトイレ内で行い、プール使用時には目隠しをする等、子どものプライバシーを守る設備の工夫がされている。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ① ・ c	
<p><コメント></p> <p>保育園選択に必要な情報は市のホームページや広報にあり、利用希望者には園庭開放を紹介し、園庭で質問を受けている。園庭開放の利用者にリーフレットを基に説明を行っているが、園舎内等の見学については対応していない。今年度から市と連携して情報の発信内容の検討や、見学希望者への対応について実施していく計画であったが、コロナの影響で次年度に持ち越されている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ① ・ c	
<p><コメント></p> <p>毎年実施される入園説明会は、コロナの影響で開催できないため「入園のしおり」を郵送し、質問等には電話で対応している。入園式では、「入園のしおり」を基に、園長・副園長が時間差や乳児・幼児組別に交替で説明をしている。配慮が必要な保護者への説明についてはルール化されていないが、外国籍の保護者には通訳同席や個別の対応を行い、保護者の同意を得ている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ① ・ c	
<p><コメント></p> <p>市内転園に関しては、市で統一した引継ぎ文書があり、申し送りの手順と書類が定められている。転園先に、幼児は「教育に関する記録」等、障害のある子どもに関しては、「成長の記録」や「保育の記録」等を送付して保育の継続に配慮している。市外転園についても同様の配慮が望まれる。転園、退園の保護者には相談を受け付けているが、相談窓口等の説明内容を記した文書の作成が望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ① ・ c	
<p><コメント></p> <p>子どもの満足の把握は、月に1度の月案会議やホワイトボードに書込み、検討したことを共有して保育の改善に向けた取組を行っている。保護者の満足の把握は、保育参加等を実施する予定であったアンケートをコロナの影響で行っていない。市で統一した保護者アンケートは、昨年の見直しから実施されていないが、課題の発見や改善に向けた取組のためにも活用が望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c	
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整備され、保護者には「入園のしおり」等で説明し、玄関にも掲示している。苦情解決記録は苦情に至る前の要望等も、解決までの取組みが記録に残されている。苦情内容への対応や解決手順・結果公表等の具体的な取組みに関する対応マニュアル等が確認できなかった。公表について行った事例はないが、対応策等については口頭や掲示板で伝えている。</p>			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 保護者が相談等したいときに、児童センターや保健センター、支援センター等、複数の方法や自由に選べることを、ホームページや手紙の配付、掲示等で紹介して周知を図っている。今回実施した保護者アンケートでは送迎時等、担任以外の職員も日常的に相談しやすいと好評である。特別な相談室はないが、職員室や空いた保育室の活用で安心して相談できる環境である。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 送迎時の対話や連絡ノート等、保護者からの相談や意見、要望等については、関係職員で検討し、対応したことを会議で説明して周知を図っている。意見や要望等を受けた後の手順、検討・対応方法、記録の方法や経過と結果の説明、公開の方法等を記載した対応マニュアルの確認ができなかった。保育の質を向上させていくためにも、マニュアルの作成と周知が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「小牧市リスクマネジメント実施方針に関する書類」や「事故対応マニュアル」が整備されている。けがやミス、ヒヤリハット等の報告や「ケガ、ミス等マップ」の表示で、事故防止や環境整備に生かし、園庭のハザードマップ作成も予定されている。他園の事故疾病情報から自園の安全面の見直しを行い、設備や遊具等の安全点検、防犯訓練、食中毒への対応がなされている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「感染症対応マニュアル」が整備され、「ほいくポケットブック」等にも記載されている。職員室や各保育室にフローチャートを掲示し、嘔吐処理や対応等について周知している。今年度はコロナの影響もあり、保護者への情報提供、体温管理、うがい・手洗い・消毒等の徹底、幼児組のマスク使用、室内の温度・湿度管理、密を防ぐ保育の工夫等により、感染症を抑える効果が出ている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「防災マニュアル」があり、災害発生時の対策や職員の災害別対応、保護者の対応等が記載され、子ども等の安否確認は「災害用伝言ダイヤル」で行われる。避難訓練は延長保育時の計画も作成し、報告書が作成されている。各保育室の備蓄や市から届いた水・米等は「備蓄品リスト」を作成して管理することや、地域の自治会・福祉団体等と連携した避難訓練の実施が望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 標準的な実施方法のマニュアルや手順書は確認できないものもあったが、「ほいくハンドブック」を常勤職員に配付し、日常的に活用している。指導計画や保育に関するマニュアルの活用はあるが、マニュアルによっては一部の職員のみが存在を知るものもある。研修や個別の指導等により、非常勤の職員をも含めて周知することが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 標準的な実施方法については、園長会で検討・見直しを行うためのマニュアルがある。職員や保護者からの意見・提案等を反映させ、保育の質に関する職員の共通意識を育てることや、保育の質の向上が継続的に行われるようPDCAサイクルの活用が望まれる。指導計画はチェックリストを活用し、年間指導計画は半期と年度末、月案は月1回の月案会議で検証・見直されている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 市が定めた統一したアセスメント様式に保護者が記入したものを基に、園長・副園長が面接し、入園後に担任が再確認を行っている。アセスメントから計画の策定、保育の実施、評価・見直しのプロセスが適切に行われ、3歳未満児と障害のある子どもについて、個別の指導計画が作成されているが、配慮が必要な子どもや3歳以上児についても、個別の指導計画の作成が望まれる。</p>			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 「保育の全体的な計画」は年度末に、年間指導計画は半期と年度末に見直し、月・週案は定期的に月案会議を行い指導計画に反映させている。指導計画の見直しの結果、標準的实施方法に反映すべき事項、保育や支援が十分ではない状況等、保育の課題を明確にして記録に残し、PDCAサイクルを継続して取り組むことが望まれる。毎朝「今日の保育予定」を記入し保育内容の周知を図っている。</p>			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 日々子どもへの気づきをホワイトボードに書き込み、情報の共有や速やかな対応に活かしている。子どもの生活状況や発達状況は市の統一した様式に記録され、記録内容や書き方の指導を先輩のクラス担任や副園長が行っている。1・2歳児は「保育の記録」、3歳以上児は「教育に関する記録」に記載し、月案会議で子ども・保護者の姿等を報告して共有を図っている。</p>			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 年度初めに、個人情報の取扱いについて保護者に説明を行い、職員には「ほいくポケットブック」を基に園長が話をしている。課題として、個人情報保護に対する基本姿勢や情報開示等、資料を基に研修することが望まれる。また、不適切な利用や漏えいに対する防止策と対応方法が確認できなかった。子どもの記録の保管・保存・廃棄等は規定に従って適切に管理されている。</p>			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<コメント> 「保育の全体的な計画」は、「ほいくポケットブック」に記載の「児童憲章」や「児童福祉法」、「保育所保育指針」等や、市の理念・子ども像・目標、園の方針や目標等に基づいて編成している。年間指導計画、月・週の指導計画は、つながりを持ち保育実践の展開をしている。年度末に各園で評価を行い、副園長・主任会で検討後、4・5月に各園の実態を反映させて再編成している。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<コメント> 各部屋の温度・湿度計は顔の表情が分かるニコニコマークを表示し、子どもにも生活環境に関心を持たせている。改装された幼児組のトイレはバリアフリーで明るく、フラットのため清掃がしやすくなっている。コロナの影響で、空間に配慮した食事の席、手作り衝立等で、安全で心地よく過ごす工夫をしている。			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<コメント> 月案会議ではクラスや子どもの姿、保育のねらい、環境等について話し合ったことを記録し、指導計画に子どもを受容するための援助内容を記載している。気になる場面や対応についてはホワイトボードに書き込み、話し合いや事例検討等を行ない、保育の実践に活かしている。園全体で子どもの理解を深め共有することで、きめ細かな関わりや援助につながっている。			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<コメント> 「保健指導年間計画表」は、月ごとの目標・配慮事項を定め、手洗いや歯磨き、活動と休息のバランス、清潔、病気の予防や健康等、指導計画と結び付けている。家庭との情報交換を密にし、うがい・手洗い・箸の持ち方等のイラストやクイズの掲示、環境整備、子どもの状態に合わせた声かけ等、やろうとする気持ちや自分でできた達成感を味わえるよう援助している。			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<コメント> 園内研修「子どもが意欲的に継続して楽しむことができる環境について考える」をテーマに、子どもの生活や遊びの場面を記録に取り、考察や環境の見直しを行っている。コロナの影響で地域や自然と触合う機会は少ないが、園庭は全園児と一緒に遊んだり、野菜や草花を育てるのに十分な広さがある。個別や集団での遊び、異年齢保育等、子どもが主体的に活動できる環境を工夫している。			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a・b・c
<コメント> 非該当			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<コメント> 1歳児は指導計画、2歳児は年間指導計画と合わせて、生活と遊びの「2歳児環境の構成と援助」を作成し、養護と教育の一体的な保育の取組みを行っている。探索活動が十分できる環境が整えられ、自分でできることが増えてきた姿を大事にしながら、環境整備や職員の関わりを行っている。日常の会話や連絡ノート等で保護者と連携し、食事場面では調理員との関わりもある。			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 生活や遊び、行事等の保育実践を写真やコメントで紹介し、園だよりや掲示等で保護者に知らせている。子どもや保育の様子を「見える化」し、保護者に分かりやすい内容になっている。地域や小学校への情報発信や園のPRとしても有効に活用していくことに期待する。外国籍の子どもの国や文化に触れる機会を保育内容に取り入れ、地球儀・万国旗・地図等に関心を持って遊ぶ姿が見られた。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもの個別の指導計画は、クラスの指導計画に添えて記入されている。環境整備への配慮が必要な子どもはいないが、スロープやバリアフリーに改装している。保護者との連携では、個別面談や巡回指導があり、医療機関等で相談や助言を受ける体制が整っている。障害のある子どもの保育について、他の保護者に適切な情報を伝える取組みにも期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 引継ぎは、乳児・幼児用の「引き継ぎノート」や口頭で行い、チェックをしている。延長保育の指導計画は作成されていない。保育室の環境や保育の内容、職員の協力体制、家庭との連携等を指導計画に位置づけることが望まれる。延長保育を担当する職員が2名程足りず、常勤職員の出勤時間変更等の工夫をして対応している。延長保育時間の園庭での遊びは、安全のために控えている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「保育の全体的な計画」や指導計画に小学校との連携や取組みが記載され、「保育所児童保育要録」の送付も適切である。幼保小の連絡会議に年長クラスの担任が参加し、連携や研修を行っている。年長児保護者の個人懇談を予定しているが、コロナの影響で、卒園児との交流や保育参観、保育参加が中止となっている。小学校に期待と見通しが持てる取組みに期待したい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルを整備し、運営案に「保健指導年間計画表」を記載している。子どものけがや体調の変化は保護者に連絡して事後確認を行い、記録に残して職員が共有している。SIDS（乳幼児突然死症候群）の啓蒙ポスターを掲示し、睡眠チェックを行っている。保護者に対し、健康に関する方針や取組みを園だよりで伝えているが、保健だより等も活用することを期待したい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 内科健診や歯科健診の結果は、歯科健診表と健康診断表に記入し、治療の必要なケースや気になる症状については会議で周知を図っている。内科健診は、乳児は連絡ノート、幼児は帳面に記入して口頭で伝えている。歯科健診は「歯の健診結果のお知らせ」用紙に記入し、受診や虫歯予防についても伝えている。歯磨き指導や心身の健康等について、家庭での生活や保育に反映させている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 「食物アレルギー対応マニュアル」やフローチャートが整備され、医師の指示書を基に、毎月、保護者・調理員・職員で除去食の確認を行っている。毎朝、アレルギーの情報や宗教により除去するものを全職員が共有し、除去食の提供をしている。写真カードやアレルギー食材を表示した名札をプレートにつけて声かけを行い、誤配・誤食防止に努めている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 食育目標、取組み内容、食を通じた保護者への支援を基に、各年齢別の「食育計画」を作成している。園庭横の畑では、さつま芋やトウモロコシ等の野菜を育て、食への関心を高めている。コロナの影響でクッキングを行っていないが、写真やコメントで「見える化」した「もぐもぐ通信」や、連絡ノート、レシピ紹介、サンプル展示等で、保護者に園の取組みを紹介している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 「食育計画」があり、自園調理で食事を提供している。乳児の食事場面に調理員が毎日入り、嗜好や喫食状況の把握、大きさ・固さ・切り方等を担任と情報交換している。栄養士と調理員による検討委員会を行い、その結果を献立に反映させている。育てた野菜、地域特産のイチジクや桃等を献立に取り入れている。「衛生管理マニュアル」が整備され適切に管理されている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 様々なツールを使い、積極的に園の情報を保護者に伝えている。父母の会の総会や入園説明会では、「入園のしおり」等の説明資料に加え、パワーポイントを使って詳細に園の取組みを説明している。1・2歳児は連絡帳を使い、3歳以上児は送迎時の口頭連絡で、保護者と職員が情報共有している。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 子育ての悩みから、保護者が孤立することのないよう、職員の側から積極的な声かけを行っている。子どもの成長で気になることがある保護者に対しては、市の巡回相談を紹介している。園内の連携体制も機能しており、クラス担任が実施した保護者との相談の内容は園長に報告され、園長が記録に残している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 子どもの権利侵害に関する手引きとして、県や市のマニュアル、児童相談所発行の「かんたんマニュアル」がある。コロナ禍によって今年度の開催はなかったが、市の保育士会が実施する研修には、全職員の参加が原則となっている。マニュアルや研修を通して、職員は虐待の早期発見やその対処法を学んでいる。職員の知識や意識レベルを確認するためにも、園内研修の実施が望まれる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 職員は365項目からなる「自己評価チェックリスト」を使い、自らの保育を振り返っている。それを分析するためにグループ分けを行い、グループごとに検討して課題を抽出している。その課題を職員会議で発表し、改善活動につなげている。職員個々に実施した自己評価が、園全体の課題として改善につながる仕組みが構築されている。		